

佐賀労働局発表
令和3年4月30日

【照会先】
佐賀労働局労働基準部(健康安全課)
健康安全課長補佐 大石 邦貴
地方労働衛生専門官 庄司 裕貴
(電話)0952-32-7176



令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

5月1日から取組スタート!

佐賀労働局(局長 加藤博之)は、夏の到来を控えた5月1日から、熱中症の予防対策の取組をスタートさせます(準備期間4月、重点取組期間7月)。

佐賀労働局及び各労働基準監督署における具体的な取組
災害防止団体に対しての本キャンペーンの周知要請
災害防止団体、事業者団体等が開催する会議、説明会等での周知
すべての労働基準監督署で開催予定の全国安全週間説明会における啓発
労働基準監督署による個別事業場への指導
佐賀労働局ホームページによる広報

佐賀労働局内において、昨年度1年間で熱中症による労災認定をした件数は82件となっており、過去10年間で平成30年度に続いて2番目に多い件数となっています。昨年度1年間の認定件数のうち41%は屋内での発症となっています。また、死亡災害については、全国では平成23年からの10年間で208人が亡くなっており、その危険性と予防対策の重要性を周知徹底することが必要です。

佐賀労働局においては、上記のとおり災害防止団体に対して、令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に係る周知要請を行い、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、本年4月厚生労働省が策定した「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づき事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的な取組事項として、改めて職場における熱中症等予防対策の徹底を図ることとしています。

WBGT値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

【参考】

1 福岡管区気象台発表の九州北部地方の今年6月から8月の気温予報は、平年並または高い確率ともに40%となっています。

また、次のWEBサービスで佐賀県内の5地点における「暑さ指数」(WBGT値)の情報を得ることができます。

環境省熱中症予防情報サイト(環境省)

防災ネットあんあん(佐賀県)

2 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する中小企業事業主が、高年齢労働者の労働災害リスクを低減するため、例えば、熱中症対策では、休憩施設の改善、送風機の設置、体温を下げるための機能のある服の支給等を行った場合、これに要した費用について、「エイジフレンドリー補助金」の対象となることがあります。

詳しくは、佐賀労働局健康安全課までお問い合わせ下さい。

【資料1】 佐賀県における職場での熱中症の発生状況(令和2年度)

【資料2】 佐賀県における職場での熱中症の発生事例(令和2年度)

【資料3】 全国における職場での熱中症の死亡災害の事例(令和2年)

【資料4】 過去10年間の7月・8月の平均気温(佐賀市)

【資料5】 エイジフレンドリー補助金の概要

STOP！熱中症

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

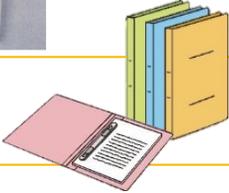
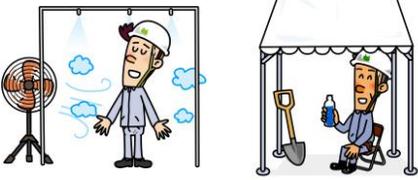
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送**しましょう。



佐賀県における職場での熱中症の発生状況（令和 2 年度）

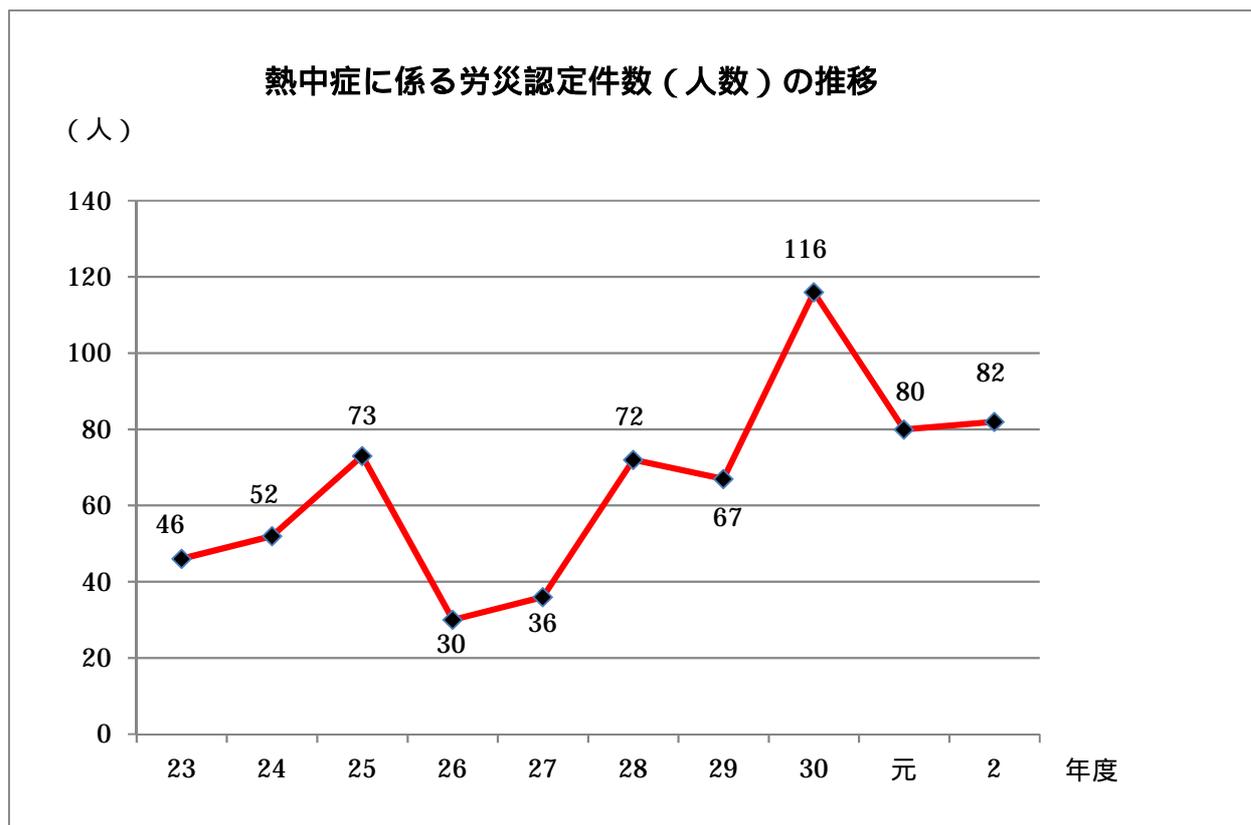
< 労災保険の療養補償給付請求書より >

1 熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（過去 10 年間）

職場での熱中症により診療機関を受診した労働者数（件数）は、平成 26 年度から増加傾向にある。令和 2 年度の認定件数は 82 件で、記録的な猛暑となった平成 30 年度の認定件数は下回ったものの、過去 10 年間で 2 番目に多い件数となっている。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件(人)数	46	52	73	30	36	72	67	116	80	82

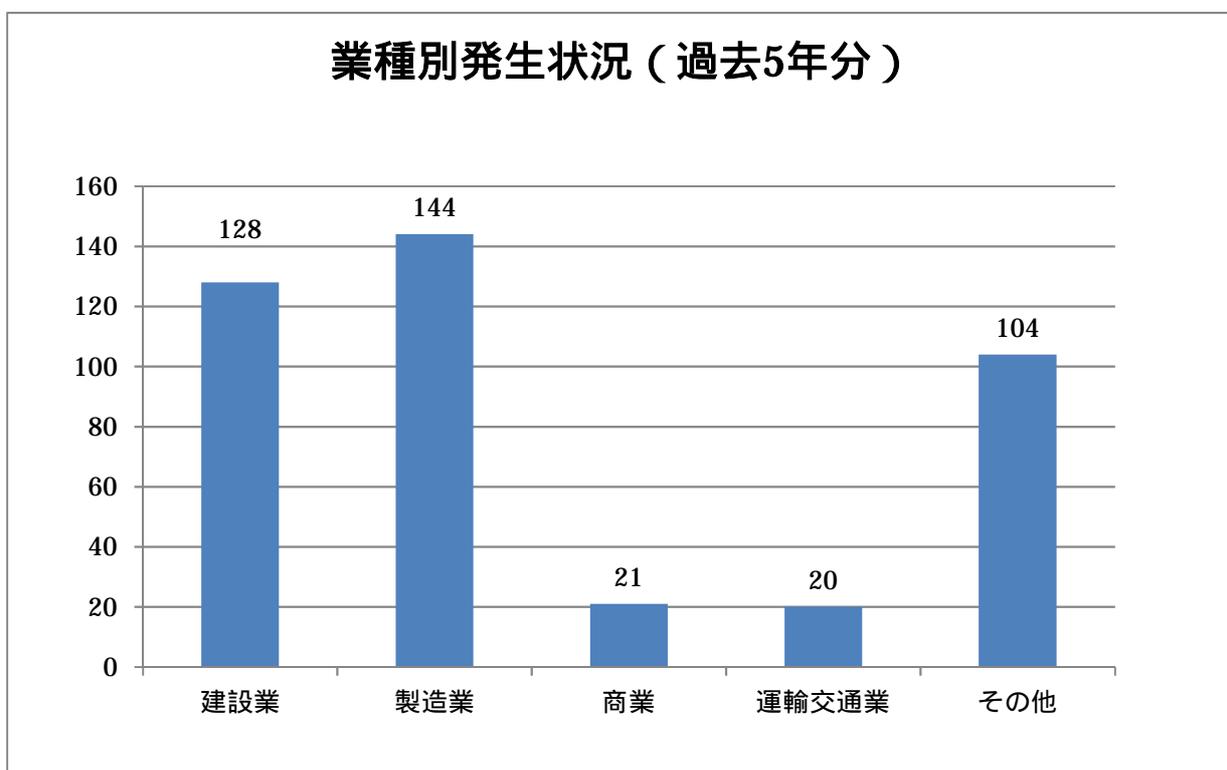
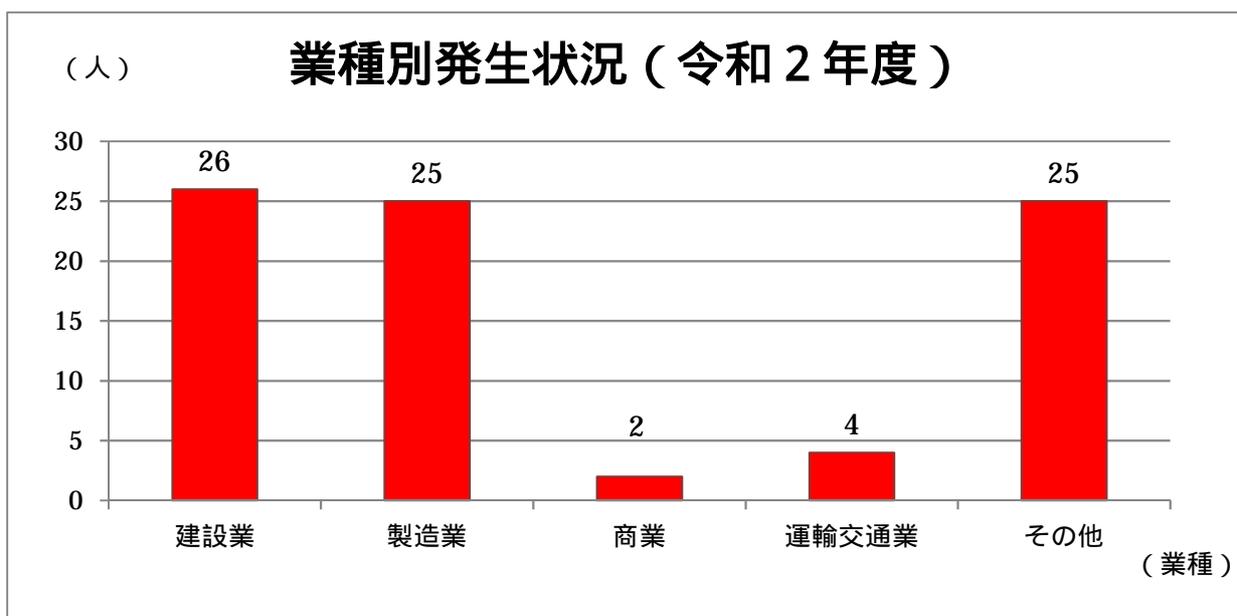
平成 29 年度以降の件数については、再確定値を掲載している。



2 業種別発生状況（令和2年度）

建設業（26人、32%）が最も多く、次いで製造業（25人、30%）となっており、全体の62%がこの2業種で発生している。

業種	建設業	製造業	商業	運輸交通業	その他	計
件(人)数	26	25	2	4	25	82

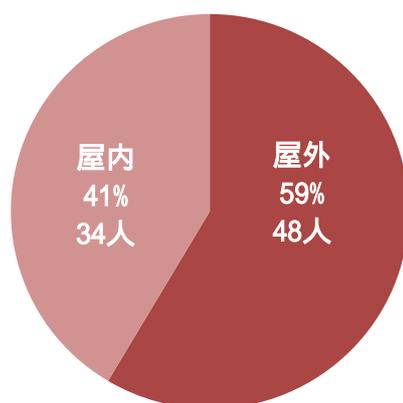


3 発生時の作業場所（令和2年度）

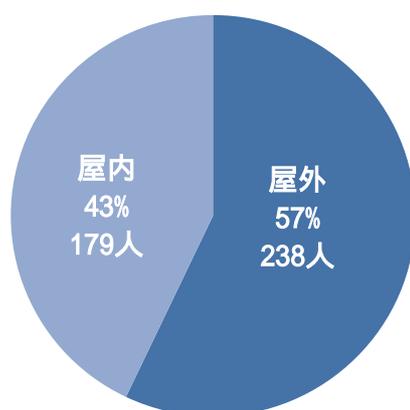
熱中症発生の作業場所は、屋外59%、屋内41%となっている。

作業場所	屋外	屋内	計
件(人)数	48	34	82

屋外・屋内別発生状況
（令和2年度）



【参考】過去5年の屋外・屋内別発生状況

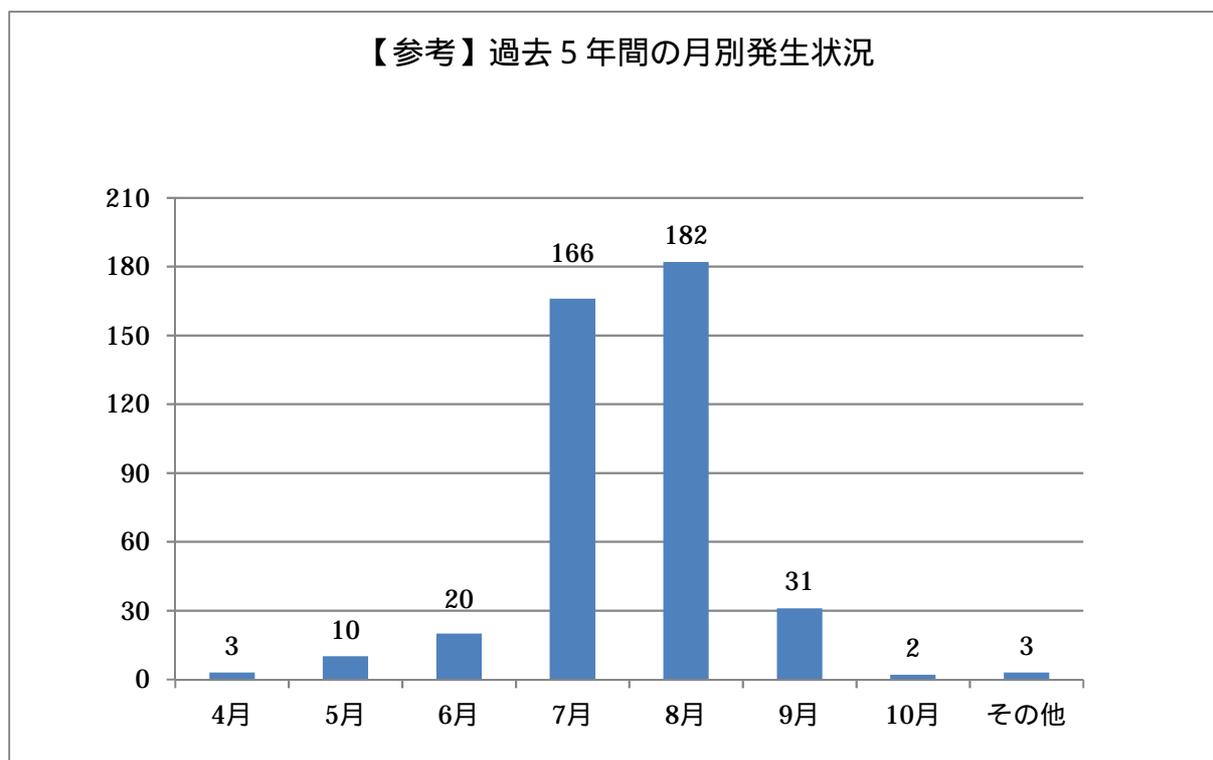
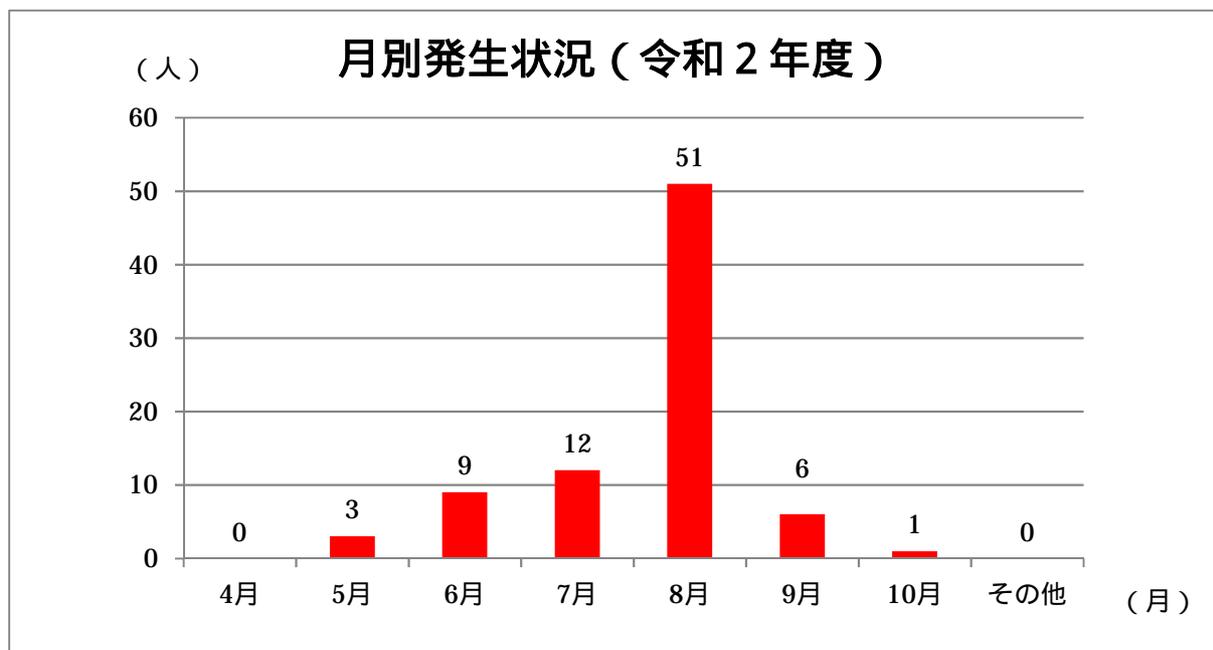


4 月別・時間帯別発生状況（令和2年度）

（1）月別発生状況

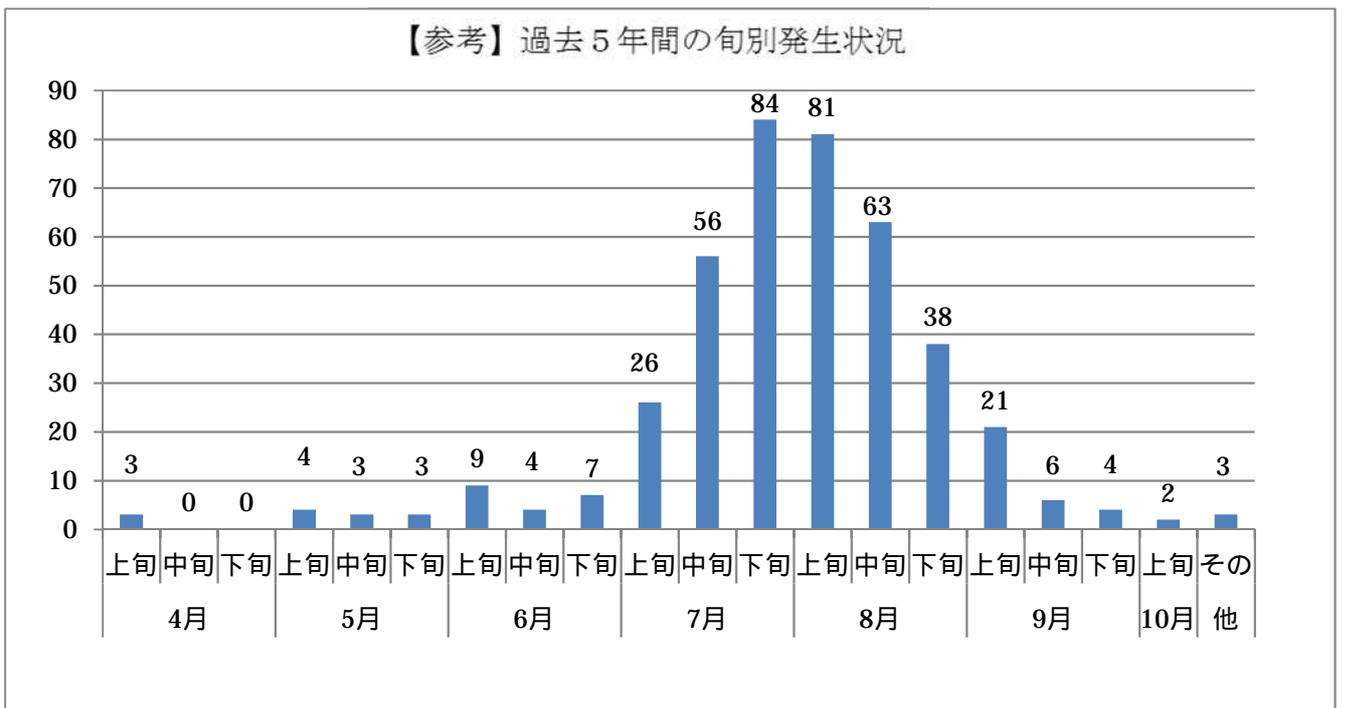
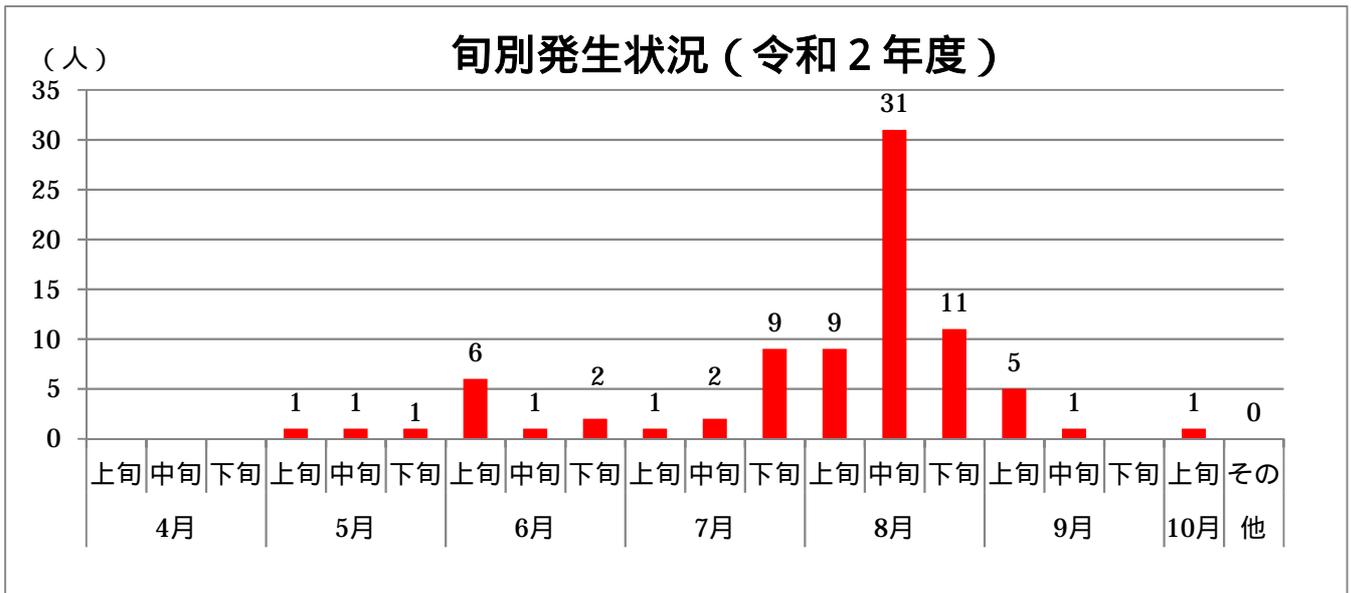
全体の77%が7～8月に発生している。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	その他	計
件(人)数	0	3	9	12	51	6	1	0	82



【参考】旬別発生状（令和2年度）

旬	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月	その他	計
	上旬	中旬	下旬	上旬																	
件数	0	0	0	1	1	1	6	1	2	1	2	9	9	31	11	5	1	0	1	0	82

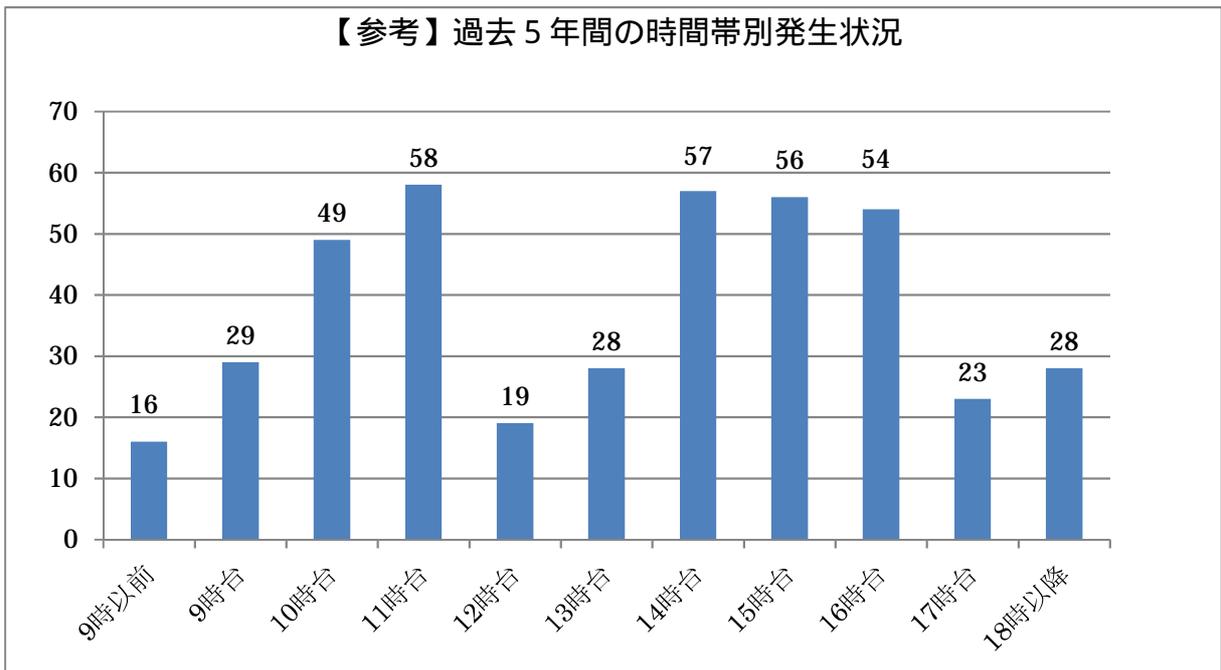
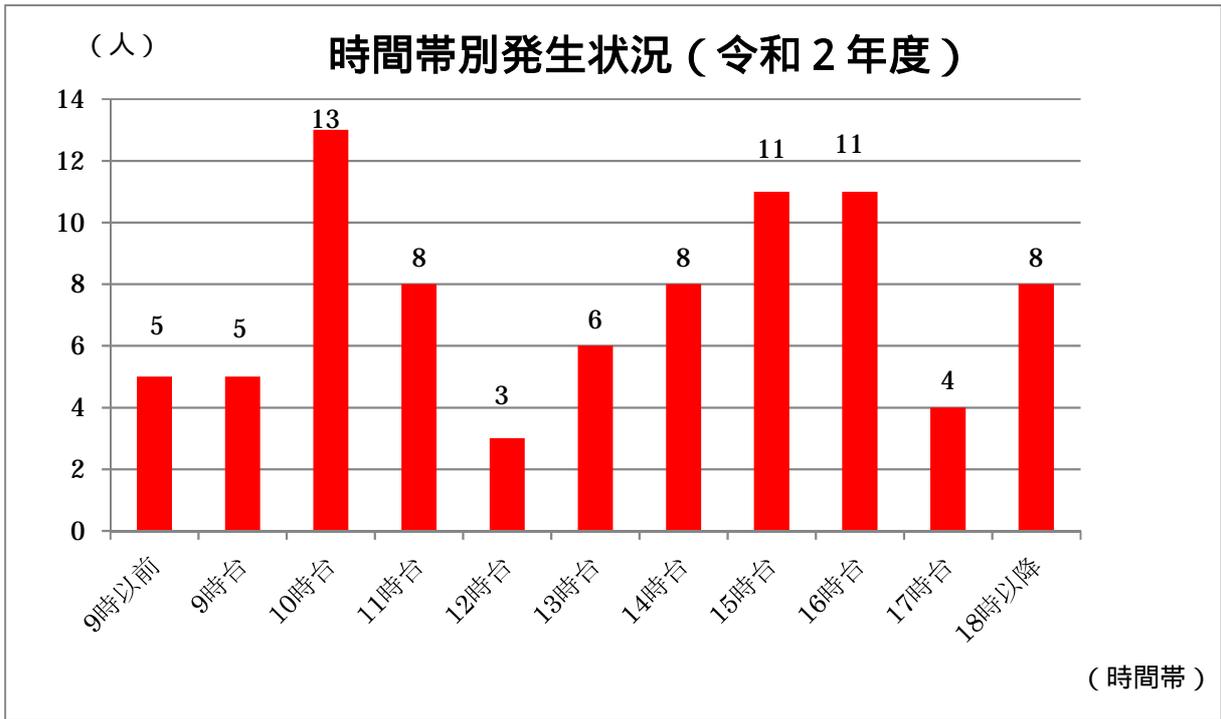


(2) 時間帯別発生状況

過去5年間の状況をみると、午前中のピークは11時台であり、午後のピークは14時台である。

なお、体調不良により作業場で一旦休憩したが、体調回復が見られず病院を受診するケースが散見された。

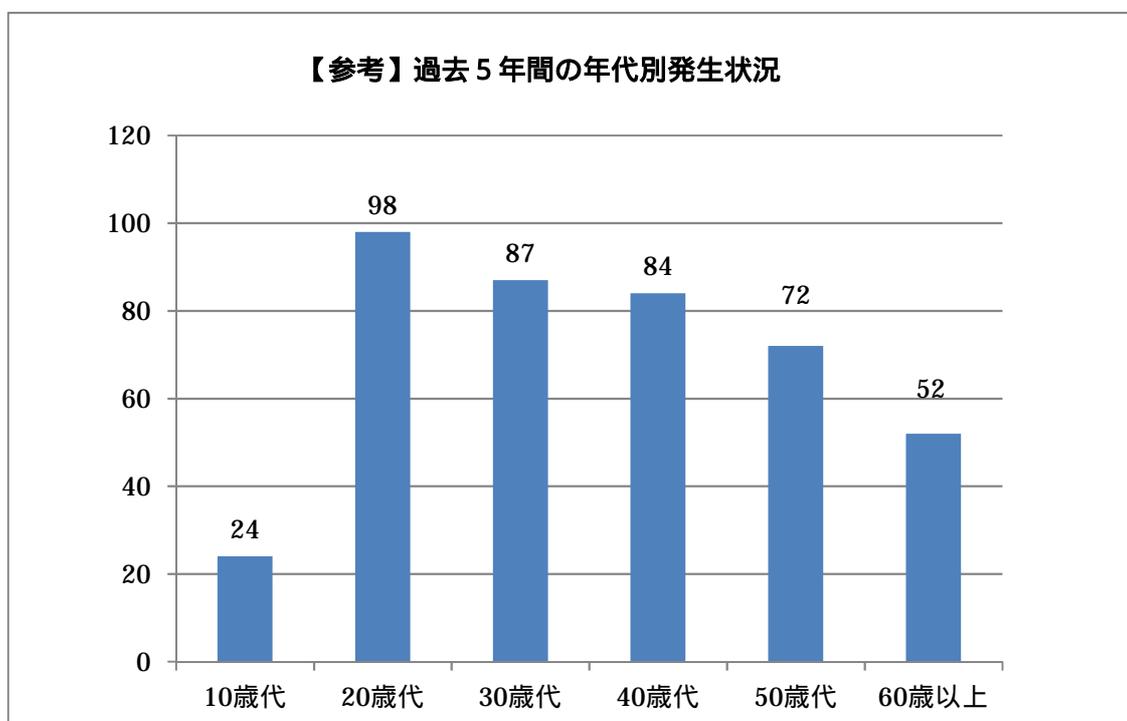
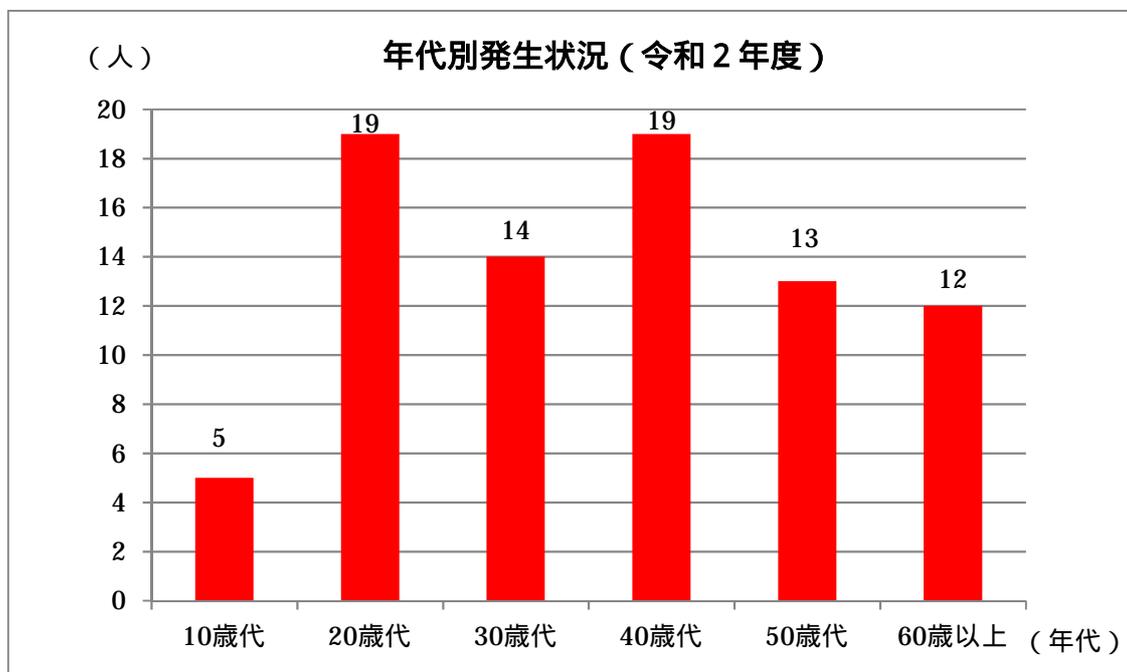
時間帯	9時以前	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計
件数(人数)	5	5	13	8	3	6	8	11	11	4	8	82



5 年齢（年代）別発生状況

20歳代から60歳以上まで幅広く発生している。

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
件数(人数)	5	19	14	19	13	12	82



佐賀県における職場での熱中症の発生事例（令和2年度）

番号	月	業種	年代	事例の概要
1	6月	建設業	40歳代	土木工事現場で、車両系建設機械を運転し、ますを設置するため地面の掘削作業に従事し、掘削を終え現地を確認していたところ、急に意識を失った。
2	7月	商業	30歳代	美容院において、勤務中体調不良となり、勤務を中断し休憩室で休憩していたが、終業時刻になっても体調が回復しなかったため救急搬送した。
3	7月	製造業	50歳代	工場倉庫内でフォークリフトを使用して入出庫作業を行っていたが、発汗、手足のしびれ、顔面蒼白等の症状があったため、病院に搬送した。
4	8月	商業	50歳代	社用トラックを使用して取引先に商品を届け屋外で荷降ろし中、体調不良となったため、トラック内で休憩したが回復しなかった。
5	8月	保健衛生業	40歳代	施設内調理場において、調理場の洗浄作業を行っていたところ、立ってられなくなり、その後手足のしびれを訴えた。
6	8月	接客娯楽業	60歳代	ゴルフ場でキャディ業務に従事していた労働者が転倒し、熱中症と診断された。
7	7月	農業	70歳代	農業ハウス内で果実の収穫作業を行っていたところ、足腰に力が入らなくなった。
8	8月	保健衛生業	40歳代	保育園において、屋外で除草作業を行っていたところ体調不良となった。
9	7月	清掃業	60歳代	委託先の商業施設の屋内清掃作業中、意識がなくなり倒れこんだ。
10	8月	警備業	60歳代	建設工事現場で車両誘導の業務に従事中、立ちくらみ、めまいの症状が出た。

全国における職場での熱中症の死亡災害の事例（令和2年）（速報^{（注1）}）

番号	月	業種	年代	気温 (注2)	WBGT 値 (注3)	事案の概要
1	5	機械修理業	30歳代	29.2℃	25.8℃	午前中から屋外において農業用機械修理を行っていたところ、午後1時前までに体調を崩し、日陰で横になっていた。その後、事務所に戻って休憩所で休憩していたが体調が改善せず、午後5時頃に病院へ搬送されたが同日中に死亡した。
2	7	製鉄業 その他の製造業 金属	60歳代	32.4℃	31.3℃	塗装した鉄骨の仕上げの確認作業に従事していたところ、半屋外の出荷スペースで突然倒れ、救急搬送されたが回復せず、同日中に死亡した。
3	7	産業廃棄物処理業	40歳代	31.2℃	30.8℃	産業廃棄物の中間処理場において、屋外で不燃物の分別作業に従事していたが、終業時刻後になっても事務所に戻ってこなかった。そのため、上司が探しに行ったところ意識がない状態で発見され、病院に搬送されたものの、翌日に死亡した。
4	7	その他の製造業 —その他	60歳代	35.7℃	32.8℃	午前中から農業用ビニールハウスの補強工事にて、屋外で金物加工等の作業を行っていたところ、正午頃に同僚に体調不良を訴えた。日陰で休憩後、体調が回復したため、作業を再開したが、15時頃にうずくまっているところを同僚に発見され、病院に搬送されたものの、同日に死亡した。なお、被災者は、4日以上のお休みからの復帰後の作業2日目であった。
5	8	自動車・同付属品製造業	50歳代	34.0℃	32.0℃	屋内作業場において、他労働者の使用した作業服の回収、洗濯業務に従事していたところ、昼食後に手のふるえ、ふらつき等の症状を発症したため、救急搬送されたが同日中に死亡した。なお、被災者は4日以上のお休みからの復帰後の作業3日目であった。

6	8	その他の建設業一その他	40歳代	34.2℃	31.2℃	敷地の開発工事において、現場作業員として、アスファルトの舗装作業に従事していた。正午頃に休憩のため付近にあった公園の水飲み場に歩いて移動していたところ、倒れたため、直ちに病院に救急搬送されたが翌日に死亡した。
7	8	築造その他建設業	40歳代	32.9℃	31.0℃	集合住宅の解体工事現場にて、解体により生じた廃材を手作業で仕分けする作業を行っていたところ、倒れているのを発見され、救急搬送されたものの死亡した。
8	8	道路建設工事業	40歳代	34.8℃	31.5℃	道路工事において、アスファルトの舗装作業中、午後3時頃、被災者がふらついたのを職長が確認した為、休憩を指示し日陰で休ませていたところ、立てなくなる等容態が急転したため、病院に搬送したが、翌日に死亡した。なお、被災者は当該作業に従事し始めて3日目であった。
9	8	新聞販売業	60歳代	33.7℃	30.5℃	新聞配達中に顧客先で倒れ、病院へ搬送されたが、同日中に死亡した。搬送当時は意識があり会話も可能であったが、その後容態が急変した。
10	8	産業廃棄物処理業	40歳代	34.0℃	33.5℃	産業廃棄物処理業において、炉内補修用の補修材をミキサーで練る作業を行っていた。同僚が3分程度作業場所を離れ、戻ってきたときには、被災者は泡を吹いて倒れていた。すぐに救急車を呼ぶと共に、救急車の到着まで事業場で心肺蘇生を行ったものの、病院に搬送後、同日中に死亡した。災害発生日は夏期休暇（4日以上）後の作業初日であり、焼却炉は稼働していなかった。
11	8	派遣業	50歳代	35.1℃	31.1℃	午前中から、屋外において樹木の剪定により切り落とした枝木の回収等を行っていた。作業が終了したため、帰宅するための送迎の自動車を待っていたところ、手足のしびれなどが起こったため、救急搬送したが同日中に死亡した。なお、被災者は、屋外作業を開始して2日目であった。

12	8	ト鉄骨・ 造家・鉄筋 屋建築コ ンクリー ト	30 歳 代	29.0℃	29.0℃	マンション新築工事において、外部足場の組立作業の補助を行っていた。10時の休憩のために移動する途中、足場の踊場で痙攣を発症し倒れたため、救急搬送されたが同日中に死亡した。
13	8	産業廃棄物処理業	50 歳 代	29.9℃	30.6℃	屋外にて設備の交換作業を行っていた際に気分が悪くなりその場に座り込んだため、事務所で休憩した。その際は、会話もでき意識も鮮明であったが、その後、突如容態が悪化し、救急車により病院に搬送されたものの同日中に死亡した。
14	8	その他の小売業	50 歳 代	31.8℃	31.8℃	事業場から出張先まで2時間程度トラックを運転した後、出張先においてトラックから荷を降ろす作業を行っていたところ、体調不良となったため、休憩を取りながら作業を終えた。その後、出張先から事業場に戻るため、1人でトラックに乗った後、トラックの中で倒れていたところを出張先の者から発見され、救急搬送されたものの、同日中に死亡した。
15	8	セメント・同製品製造業	60 歳 代	32.8℃	32.0℃	午前中よりコンクリート製品運搬・結束・梱包作業のため、炎天下の下でフォークリフトの運転業務に従事していた。昼休憩後、時間になっても職場へ戻らなかったため同僚が捜した所、駐車場の端でうつ伏せの状態で見えている所を発見し、救急要請したものの、救急隊員が到着したときにはすでに死亡していた。なお、被災者は、4日以上のお休みからの復帰後の作業4日目であった。
16	8	警備業	50 歳 代	32.8℃	31.0℃	下水道工事において、午前中から交通誘導警備を開始した。正午ごろ、同僚に体調不良である旨連絡し、現場近くに駐車していた同僚の車両にて休憩した。午後1時30分ごろ、同僚が被災者の様子を見に行ったところ、返事がなく救急搬送されたものの、同日中に死亡した。

17	8	ビルメンテナンス業	60歳代	30.9℃	28.4℃	工場建屋内食品製造に使用される機械設備を60℃～70℃の湯を用いて洗浄する作業に従事した。終業後、体調が悪そうに更衣室へ向かっているところを見た同僚が被災者を休ませる等した後、病院へ搬送したが、翌日に死亡した。
18	8	—その他の製造業	30歳代	32.0℃	30.3℃	事業場敷地内にて、荷をパレットに乗せる作業をしていたところ、被災者の様子がおかしいと感じた同僚が休憩を指示した。被災者は休憩室に向かったが、その途中で倒れ、救急搬送されたが死亡した。
19	9	農業	40歳代	30.9℃	29.6℃	午前中から草刈業務を行っていた。16時ごろ、被災者は作業が一段落したため、一人で社用車の荷台で休憩していたが、約10分後に同僚に地面に倒れているところを発見され、病院に搬送されたものの同日中に死亡した。

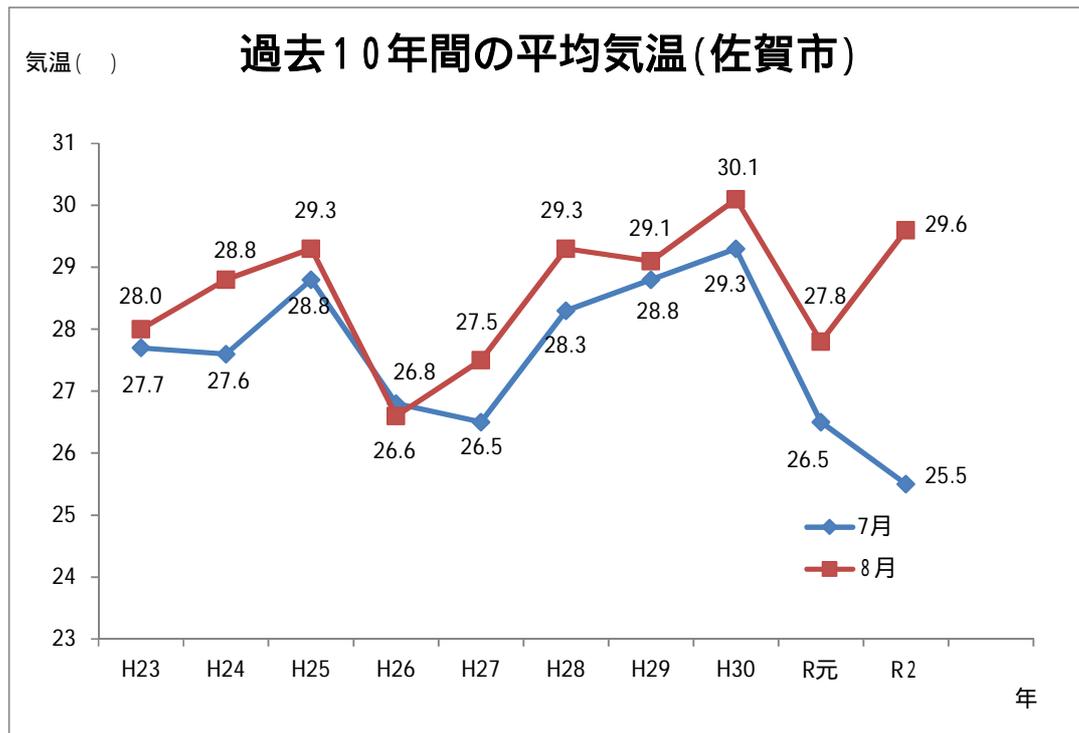
(注1) 2021年1月15日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注3) 現場でのWBGT値が不明な事例には、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として示した。

過去10年間の7月・8月の平均気温(佐賀市)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
7月	27.7	27.6	28.8	26.8	26.5	28.3	28.8	29.3	26.5	25.5
8月	28.0	28.8	29.3	26.6	27.5	29.3	29.1	30.1	27.8	29.6



佐賀地方気象台(気象庁)の過去の気象データより

エイジフレンドリー補助金の概要

1 内容・目的

60歳以上の高年齢労働者を雇用する者に対し、高年齢労働者に特有のリスクを低減するための設備等の改善、高年齢労働者の健康確保のための措置、高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施等に要する経費の一部に対して、エイジフレンドリー補助金(以下、「補助金」という。)を交付することにより、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を促進し、もって高年齢労働者の労働災害の防止と新型コロナウイルス感染防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

補助金の交付対象となる者は、申請の時点において60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者とし、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備に要する経費のうち、別表の第2欄に掲げる経費について補助金を交付する。

(2) 補助金交付の申請者

補助金交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

中小企業事業者

その他厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 補助金の交付額の算定方法

補助金の交付額は、別表の第3欄に掲げる方法により算出するものとする。

別表

第1 補助金の対象となる安全衛生対策等	第2 補助対象経費	第3 交付額の算定方法
ア 働く高年齢労働者の新型コロナウイルス感染予防に関する経費 イ 身体機能の低下を	ア 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防 ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器 ・介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器	第2欄に掲げる補助対象経費の2分の1又は100万円のいずれか低い方の額を交付額とする。

第1 補助金の対象となる安全衛生対策等	第2 補助対象経費	第3 交付額の算定方法
<p>補う設備・装置の導入に関する経費</p> <p>ウ 健康や体力状況等の把握に関する経費</p> <p>エ 安全衛生教育の実施に関する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用 ・飛沫感染を防止するための対策 <p>イ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入</p> <p>< 転倒災害防止策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路の段差の解消、階段に手すりの設置 ・床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給） <p>< 危険を知らせるための配慮 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所への安全標識や警告灯の設置 ・業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入 <p>< 暑熱な環境への対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症のリスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置 ・体温を下げるための機能のある服 <p>< 腰痛等の対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置 ・重量物搬送機器・リフト ・トラック荷台等の昇降設備 ・重筋作業を補助するパワーアシストスーツ <p>ウ 健康や体力の状況の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力チェック ・運動・栄養・保健指導の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く） ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動 <p>エ 安全衛生教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育 	<p>（複数の取組に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は100万円を上限とする。）</p>

